

2011年6月13日

新潟市水道事業管理者
元井 悦朗 様

石けんを使うにいがたの会
会長 玉野 康子
脱原発をめざす
新潟市民フォーラム
代表 中村 哲也

汚泥に含まれる放射性物質の対策について(要望書)

日頃、市民への安全な水環境の保全のため尽力されておられることに敬意を表します。

さて、3月11日に起きた福島第1原発の事故による放射生物質が大量に放出され、5月27日に採取した戸頭浄水場では、ヨウ素131は、101Bq/Kg セシウム134と137の合算値は、4,129Bq/Kg、満願寺浄水場では、ヨウ素131は、554Bq/Kg、セシウム134と137の合算値は、45,544Bq/Kgであるとホームページに掲載されていました。戸頭浄水場の汚泥の値に比べ、10倍以上の濃度になります。

浄水場の汚泥とは、水道水をつくる過程で発生するもので、川の水に含まれる「にごり成分」を取り除き乾燥させたものです。

貴事業所では、「現在、国(厚労省)の対応策が明確でなく、除去した汚泥にブルーシートをかけ、今後の対応について国に対応策を検討してもらっている」とのことでした。

セシウム137の半減期は30年であり、ガンマ線、ベータ線を放出し、体内に入ると筋肉中に蓄積され、体外被曝・体内被曝とも問題になります。国の対策の検討待ちやブルーシートで覆うだけでなく、早急に以下の対応をとってください。

記

- 1 周辺環境や住民への影響がないように、完全な対策をとってください。
- 2 処理作業員への影響が心配です。放射線業務を行う事業者が労働者への防護措置を義務付けている電離放射線障害防止規則に基づく防護策をとることが必要です。最低限の措置をとってください。
- 3 汚泥の放射能調査は週1回程度調査するということがありますが、継続的に実施し、詳細な分析と影響の明確化を図り、近隣住民に公表してください。
- 4 水道水中の放射性物質は、一時期微量(基準値未満)の放射性物質が検出され、4月25日以降は検出されていないとのことですが、引き続き定期的に検査を行い市民に公表してください。